



“障害福祉サービス”等のべんり帖～こどもバージョン～

(※18歳未満の人が受けられる制度、福祉サービス)

○身体：身体障害者手帳 ○知的：療育手帳 ○精神：精神障害者保健福祉手帳

作成：はつかいち福祉ねっと事務局

種類	内容	障がい種別										対象年齢	その他	担当窓口 (連絡先はP11に記載)		
		身 体					知的	精神								
		視覚	聴・平	音・言・そ	上肢	下肢			体幹	脳原生 上肢 移動	内部					
障害福祉サービス等	自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプ) ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。						(※1)全					全年齢	原則、1割負担。負担上限月額あり。 ※1 自立支援医療(精神通院)受給者証でも利用可 ※2 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人で、障害支援区分が区分3以上であり、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(児童にあってはこれに相当する支援の度合)である人 ※3 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人等であって、同行援護アセスメント調査票において、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ移動障害以外の欄(「視力障害」、「視野障害」および「夜盲」)に係る点数のいずれかが1点以上である人 ※4 常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人 具体的には、障害支援区分が区分6(児童にあっては区分6に相当する支援の度合)に該当し、意思疎通に著しい困難を有する人 ※5 療育が必要と認められる児童。自立支援医療(精神通院)、診断書、主治医意見書でも可。未診断の場合は、発達検査の結果を添付(結果内容によりサービス支給の可否を決定) ※6 療育が必要と認められる児童。自立支援医療(精神通院)、診断書、主治医意見書でも可。	・障害福祉課 ・各支所 ・西部こども家庭センター	
	行動援護 重度の肢体不自由又は知的障がい並びに精神障がいにより行動上著しい困難を有する者で常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパー等が居宅を訪問し、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時における移動の介護等を総合的にを行います。											(※2) 特定の条件に該当する人	全年齢 ※未就学児を除く			
	同行援護 視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援、移動の援護、必要に応じて排せつ・食事等の介助を行います。	(※3) 特定の条件に該当する人											全年齢 ※未就学児を除く			
	重度障害者等包括支援 常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。						(※1)(※4) 特定の条件に該当する人					(※1)(※4) 特定の条件に該当する人	全年齢			
	短期入所 (ショートステイ) 居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短時間、夜間を含めて施設で、食事や入浴、排せつの介護等を行います。												全年齢			
	障害児通所給付	児童発達支援 (児童発達支援センター) 就学前の障がいのある児童等に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。											(※5)全			未就学児
		放課後等デイサービス 就学している障がいのある児童等に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。											(※6)全			就学児
		保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障がいのある児童等に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。											(※5)全			18歳未満
	地域生活支援事業	移動支援 (ガイドヘルプ) 屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行います。											(※1)全			全年齢 ※原則、未就学児を除く
		日中一時支援 日中、障がいのある人に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。											(※1)全			全年齢
	障害児入所支援 障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。(※手帳所持を要件としない)											全	18歳未満	・西部こども家庭センター		

■障害福祉サービス以外の制度

種類	内容	対象	対象年齢	その他	担当窓口
ファミリー・サポート・センター	お手伝いをしてほしい人と、お手伝いのできる人がお互い会員になって住民同士助け合うしくみです。	※要相談	全年齢	・利用料：1時間700円 ※3歳から5歳までの「預かり」および「預かりを伴う送迎」の利用料は無償	・廿日市市社会福祉協議会各事務所

注：各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

種類	内容	障がい種別										知的	精神	対象年齢	その他	担当窓口 (連絡先はP11に記載)	
		身 体															
		視覚	聴・平	音・言・そ	上肢	下肢	体幹	脳原生		内部							
						上肢	移動										
自立支援医療 (育成医療)	機能障がいを軽減又は改善するための医療(形成術、中心静脈栄養法)費を給付(※手帳所持を要件としない)					全									18歳未満	・事前申請 ・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ・施術により機能障がいの除去又は軽減が可能なもの ・指定医療機関での受診のとき対象となります。(右記参照)	・子育て応援室 ・各支所 ＜指定医療機関情報＞ 広島県HPトップページ組織でさがす→健康福祉局→障害者支援課→指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療・精神通院医療)リストについて
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患(てんかんを含む)で継続的に通院する場合の医療費を給付(※手帳所持を要件としない)													全	全年齢	・精神科治療、訪問看護にかかる費用が対象 ・それぞれ指定された医療機関・薬局、訪問看護事業所等を利用したときに対象となる。	・障害福祉課 ・各支所
重度心身障害者 医療費助成	一定の障がいのある方に医療費を助成				1~3級								㊤ A ㊦		全年齢	・受給者本人の所得制限あり ・1医療機関ごとに1日200円の自己負担(通院月4日・入院月14日まで→通院月5日・入院月15日以降は自己負担なし)	・障害福祉課 ・各支所
重度心身障害者 (精神) 医療費助成	一定の障がいのある方に通院されたときの医療費を助成													1級	全年齢	・自立支援医療(精神通院)受給者 ・受給者本人、扶養義務者の所得制限あり ・1医療機関ごとに1日200円の自己負担(通院月4日→通院月5日以降は自己負担なし) ・入院は適用外	・障害福祉課 ・各支所
日常生活用具の給付	重度障がい児の日常生活が、より円滑に行われるよう、日常生活用具を給付(下表)				1・2級(一部3~6級)								㊤ A		全年齢	・購入前に申請が必要 ・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ・用具によって障がいの程度等の要件などその他条件あり。 ・他法制度優先(医療保険等)などその他条件あり。	・障害福祉課 ・各支所
補装具費の給付	身体上の障がいを補うための用具の購入・修理費用の給付(下表)					全									全年齢	・購入前に申請が必要 ・原則、1割負担。負担上限月額あり。 ・他法制度優先(医療保険等)などその他条件あり。	・障害福祉課 ・各支所

【補装具の種類】	視覚障がい児：眼鏡、コンタクト、義眼、視覚障害者安全つえ	聴覚障がい児：補聴器、人工内耳用音声信号処理装置の修理	
	肢体不自由児：義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置、歩行補助つえ、歩行器、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具		
【日常生活用具の種類】(※7)	障がい区分なし：火災警報器、自動消火器	視覚障がい児： 視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字タイプライター、視覚障害者用体温計、拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字器、点字図書、視覚障害者用文字読上げ装置、音声認識装置、情報通信支援用具	じん臓機能障がい児：透析液加熱器
	肢体不自由児： 便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、携帯用会話補助装置、入浴補助用具、移動用リフト、訓練椅子、訓練ベッド、頭部保護帽、T字杖つえ、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具、情報通信用具	聴覚障がい児： 聴覚障害者用通信装置(FAX等)、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池等	呼吸器機能障がい児： ネブライザー、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター
		音声・言語機能障がい児：携帯用会話補助装置・人工喉頭	心臓機能障がい児：パルスオキシメーター
			ぼうこう・直腸機能障がい児：ストマ装具、紙おむつ(※8)
			知的障がい児：特殊マット、特殊便器、頭部保護帽

※7 等級・耐用年数などその他の条件があり、事前に申請が必要です。 ※8 ストマの変形のためストマを装着できない人などの条件があります。

■障害福祉サービス以外の制度

種類	内容	対象	対象年齢	その他	担当窓口
こども医療費助成	子どもが入院や通院したときの医療費の一部を助成	廿日市市在住の子ども	0歳~18歳に到達する年度末まで	・所得制限なし	・こども課 ・各支所
小児慢性特定疾病 医療費助成	治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、病気を放置することが児童の健全な育成を阻害することとなる疾患(小児慢性特定疾病)に罹患した患者に対し、医療費を公費負担(※手帳所持を要件としない)	小児慢性特定疾病に該当する人 16疾患群(762疾患)	(※9) 18歳未満	・保護者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。ただし、重症患者に認定された場合は自己負担上限額の特例あり。 ※9 引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満	・広島県西部保健所保健課健康増進係
小児慢性特定疾病児童 日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている児童等で、日常生活に著しく支障がある児童に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、特殊寝台等の日常生活用具を給付(下表)	①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患	(※10) 18歳未満	・小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付については、保護者の所得に応じて、用具の給付に要する費用について一部自己負担あり。 ※10 18歳到達時点において小児慢性特定疾病医療費助成の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満	・子育て応援室 ・各支所
小児慢性特定疾病に伴う 県外受診への交通費助成	小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている児童等が、その疾病の治療等のために、県外に指定医療機関を受診した場合に、対象者および同伴した保護者等(1人分)の旅費の一部を助成	⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患群 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患			
【小児慢性特定疾患児日常生活用具の種類】	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールバスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストーマ装置(畜便袋)、ストーマ装置(畜尿袋)、人工鼻				

種類	内容	障がい種別										知的	精神	対象年齢	その他	担当窓口 (連絡先はP11に記載)	
		身 体															
		視覚	聴・平	音・言・そ	上肢	下肢	体幹	脳原生		内部							
						上肢	移動										
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障がいの状態にある者に支給（※手帳所持を要件としない）												目安として ㉔、 Aの一部	目安として1級の一部	20歳未満	・所得制限あり ・施設入所を除く ・月額15,690円（令和6年度）	・障害福祉課 ・各支所
特別児童扶養手当	身体若しくは精神に重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している保護者に支給（※手帳所持を要件としない）	重度	目安として1・2級、3級の一部	目安として1・2級、3級の一部（聴覚のみ）									目安として ㉔、 Aの一部	精神上の障害により、常に他人の介護保護を受ける人	20歳未満	・所得制限あり ・重度 月額55,350円（令和6年度） ・中度 月額36,860円（令和6年度） ・施設入所を除く	・障害福祉課 ・各支所
		中度											目安として ㉕、 Bの一部	精神上の障害により、日常生活が極めて困難な人			
障害厚生年金（障害共済年金）	厚生年金等加入中の傷病等によって、一定程度の障がいの状態になった人に対して支給														厚生年金、共済組合加入者	・申請前に初診が必要 ・年金額は給料の額等によって算定 ・年金給付がない場合も、障害手当金等、一時金の給付がある場合があります。 ・国民年金（障害基礎年金）は20歳から支給	・広島西年金事務所 ・各共済組合
心身障害者扶養共済	保護者が死亡又は重度障がい者になった場合に、心身障がい者に年金が支給される共済への加入												㉔～B	永続的な障害のある人	全年齢	・保護者が死亡・重度障がいになった場合、年金2万円/月・口を支給 ・加入時の保護者65歳未満 ・掛金額は加入時の年齢による	・障害福祉課 ・各支所
生活福祉資金の貸付	他の制度からの資金の融通が困難な世帯に対する必要に応じた無利子・低金利での貸付														全年齢	・連帯保証人等条件あり	・廿日市市社会福祉協議会各事務所
所得税・住民税・相続税 算定上の控除															全年齢	・特別障害者控除 1・2級の身体障がい者、㉔・Aの知的障がい者、1級の精神障がい者 ・障害者控除 3～6級の身体障がい者、㉕・Bの知的障がい者、2・3級の精神障がい者	・廿日市税務署：所得税（確定申告）・相続税 ・勤務先：所得税（年末調整） ・課税課：住民税 ・各支所
自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免	障がい者の生活の安定を図るため、所得税法等による税の軽減	1～4級	2～3級 平3級	咽頭摘出による音声3級	1～2級	1～3級	1～2級	1～3級				㉔ A	1級	全年齢	・本人が通学、通院、通所、生業等のために使用する場合で同一生計者が運転する場合に限る。 ・納税通知書に記載されている発付日から60日以内に申請が必要（自動車税種別割） ・新しい自動車を登録した日から60日以内に申請が必要（自動車税環境性能割）	・西部県税事務所廿日市分室：自動車種別割 ・西部県税事務所観音庁舎自動車税課：自動車税種別割・自動車税環境性能割	
軽自動車税（種別割）の減免		1～4級	2～3級 平3級	咽頭摘出による音声3級	1～2級	1～3級	1～2級	1～3級				㉔ A	1級	全年齢	・手帳所持者と生計を一にする者が所有する軽自動車等 ・その他条件や重複障がいの場合の繰上げ等あり。詳しくは個別に相談要。 ・納付期限までに申請が必要。	・課税課 ・各支所	

注：各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。



種類	内容	障がい種別										対象年齢	その他	担当窓口 (連絡先はP11に記載)									
		身 体								知的	精神												
		視覚	聴・平	音・言・そ	上肢	下肢	体幹	脳原生 上肢 移動	内部														
福祉タクシー助成	タクシーを利用する場合、年間36枚(血液透析通院患者は144枚)の範囲内で1枚当たり500円を助成				1~3級						Ⓐ A Ⓑ	1級 2級	全年齢	1乗車当たり、すべての人が複数枚使用可	・障害福祉課 ・各支所								
タクシー料金割引	タクシーを利用する場合、メーター表示額の10%割引					全							全年齢	・料金支払時に手帳を提示	・各タクシー会社								
廿日市さくらバス 運賃割引	廿日市さくらバスを利用する場合、大人100円、小児50円					全							全年齢	・運賃支払時に手帳を提示	・交通政策課								
おおのハートバス 運賃割引	おおのハートバスを利用する場合、大人100円、小児50円					全							全年齢	・運賃支払時に手帳を提示 ・乗継券(50円)には割引はありません。	・交通政策課								
佐伯さくらバス 運賃割引 佐伯デマンドバス 運賃割引	いずれを利用する場合も、大人100円、小児50円					全							全年齢	・運賃支払時に手帳を提示	・交通政策課 ・佐伯支所								
吉和さくらバス 運賃割引	吉和さくらバスを利用する場合、大人100円、小児50円					全							全年齢	・運賃支払時に手帳を提示	・交通政策課 ・吉和支所								
吉和ほっとバス (巡回バス・デマンドカー) 運賃割引	いずれを利用する場合も、大人100円、小児50円					全							全年齢	・運賃支払時に手帳を提示	・NPO法人ほっと吉和 ・吉和支所								
宮島航路運賃助成	宮島航路を利用する場合、年間24枚を限度に共通乗船券を交付				1~3級						Ⓐ A Ⓑ	1級 2級	全年齢	・宮島地域在住者に限る ・市民税非課税世帯に限る	・宮島支所 ・市民福祉係								
旅客運賃の割引	JR	片道100kmを超える場合、普通乗車券が50%割引(第1種の人が介護者と同伴の場合は距離制限なし)											全年齢	・1種の手帳所持者は、介護者同伴の場合、介護者の普通乗車券、回数券・普通急行券・定期券も割引あり ・2種の手帳所持者は、本人のみの乗車で片道100kmを超える場合、普通乗車券の割引、また、介護者同伴の12歳未満の方の場合、介護者のみ定期乗車券の割引あり	・JR各社								
	船	運賃が50%割引 定期券は30%割引											全年齢	・中国旅客船協会加入業者に限る	・各船会社								
	バス・電車 ・アストラムライン	運賃が50%割引(第1種の方は、場合によっては介護者の割引あり)											全年齢	・降車時に手帳を提示 ・広電電車の場合は、第1種の方は介護者2人まで無賃(第2種の方は12歳未満の場合に限る)	・各事業者								
	国内航空運賃 割引	各社が適用する割引率											全年齢	・路線や時期等により異なる ・その他条件あり	・各航空会社								
有料道路通行料金割引	障がい者自ら運転する(第1種の方は介護者の運転も可)車で、自動車・二輪車(ETCの場合、登録要)について有料道路の通行料金が50%割引											全年齢	・ETC登録できる車は、障がいのある人1人につき1台 ・割引対象の車両・所有者等に制限あり	・障害福祉課 ・各支所									
駐車禁止除外車標章 交付	障がい者自ら運転する車又は同乗する車について、駐車禁止および時間制限駐車区間規制の対象から除外										1~3級 4級の1	聴覚2 ~3級 平3級	1級 2級の1 2級の2	1~4級	1~3 級	1~2 級 (※)	1~4 級	1~3 級	Ⓐ A	1級	全年齢	・その他条件あり ※一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く ※届出には住民票等が必要です。	・廿日市警察署
思いやり駐車場 利用証交付	障がいのある方、難病の方、高齢者、妊産婦などで、歩行や車の乗降が困難な方に、公共施設や商業施設等に設けられた「思いやり駐車場」の利用証の交付										1~4 級	平3~ 5級	1~2 級	1~6級	1~ 3・5 級	1~2 級	1~6 級	1~4 級	Ⓐ A	1級	全年齢	・左表に該当しない場合でも、診断書等により利用者証が交付される場合もあります。	・健康福祉総務課 ・各支所

注：各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。



種類	内容	障がい種別										対象年齢	その他	担当窓口 (連絡先はP11に記載)	
		身 体							知的	精神					
		視覚	聴・平	音・言・そ	上肢	下肢	体幹	脳原生 上肢 移動			内部				
公営住宅の優先入居	公営住宅等に入居を希望される際、当選率が2倍になるように抽選				1～4級						㊤ A ㊦	1級 2級	全年齢	・市営の場合、市内に住所又は勤務先があり(甲種住宅、特定公共賃貸住宅および吉和定住促進住宅を除く)市町村の税および使用料を滞納していないこと ・その他条件あり	・県営→広島県ビルメンテナンス協同組合 ・市営→(株)第一ビルサービス《廿日市営業所》
車いす使用者世帯向け公営住宅	車いす使用者世帯向け公営住宅					車椅子を使用している方		車椅子を使用している方					全年齢		
福祉住宅	高齢者(60歳以上)や障がいのある人を入居対象にした住宅				1～4級						㊤ A ㊦		全年齢	・市内に住所を有し、市町村の税および使用料を滞納していないこと ・その他条件あり	
NHK放送受信料減免	NHK放送受信料の全額免除							全					全年齢	・手帳所持者がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合	・障害福祉課
NTTふれあい案内(無料番号案内)	番号案内料を無料とするサービス	全			1～2級			1～2級			全	全	全年齢	・0120-104-174に相談	・NTT各社
携帯電話基本使用料等割引	基本使用料・各種手数料等の割引							全					全年齢	・割引率は事業者により異なる	・携帯電話各社
各種施設利用料割引	利用料・入場料等の割引							全					全年齢	・サンチェリー・宮島水族館・安佐動物公園・広島平和記念資料館・スポーツ交流センターおりづる・映画館など	・各施設
はつかいち市民図書館資料の郵送貸出	来館して資料の貸出を受けるのが困難な人に対する郵送貸出							全					全年齢	・送料は自己負担 ・身体障がい1・2級、知的障がい㊤・A、精神障がい1・2級の人は送料無料	・はつかいち市民・大野・さいき図書館
リフトカー貸出	車いすを使用する人が、通院・レクリエーション等のために移動する場合の福祉車両の貸出							全		全			全年齢	・年会費無料 ・必要経費実費負担	・社会福祉協議会各事務所
車いすの貸出	車いすを必要とする人への無料での貸出							全		全			全年齢	・貸出期間は原則1ヶ月	・社会福祉協議会各事務所
市広報等の録音テープ・デジター図書無料貸出	視覚障がい者の人に、市広報等の録音テープ・デジター図書を無料で貸出	全											全年齢		・社会福祉協議会各事務所
手話通訳者・要約筆記者派遣	聴覚障がい者又は音声・言語機能障がい者に手話通訳者・要約筆記者を派遣(無料)		聴覚	音・言									全年齢	・派遣の3日前までに申し込みが必要 ・FAX、電子申請(インターネット)による申込可	・障害福祉課
電子メール119番ファックス119番NET119緊急通報システム	スマートフォン、携帯電話、パソコン、ファクシミリ等から119番通報ができる。(※手帳を所持していなくても登録可)		主に、聴覚、音声、言語										全年齢	・ファックス119番は、事前登録が不要 ・電子メール119番およびNET119緊急通報システムを利用する場合は、事前登録が必要 ・電子メール119番の登録は、消防本部、障害福祉課、各支所で受付。NET119緊急通報システムの登録は、消防本部で受付	・消防本部 ※吉和地域のみ広島市消防局
はつかいちし安全・安心メール配信サービス	携帯電話やパソコンに災害情報などをメール配信するサービス(※手帳を所持していなくても登録可)							全					全年齢	・携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスの事前登録が必要。	・危機管理課
避難行動要支援者避難支援制度	高齢や障がいなどで災害時に自力避難が難しい人の情報を、地域の自治組織や自主防災組織へ提供し、災害情報の伝達や避難の呼び掛けなどの避難支援活動に役立てる制度	全						1～3級 (※上肢のみの場合は3級を除く)			全	全	全年齢	・同意書を提出し、避難行動要支援者名簿への登録が必要 ・左表の対象要件に当てはまらない人も登録可 ・今後、対象要件を見直し予定	・健康福祉総務課
新マル優制度(預貯金等の非課税制度)	郵便局や金融機関等での非課税の預貯金等の利用							全					全年齢	・利用上限額あり	・各金融機関

注：各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。

■廿日市市役所

障害福祉課	30-9152	交通政策課	30-9178
健康福祉総務課	30-9150	佐伯支所市民福祉係	72-1124
子育て応援室	30-9188	吉和支所市民福祉係	77-2113
こども課	30-9153	大野支所健康福祉係	30-1006
課税課	30-9113 30-9114	宮島支所市民福祉係	44-2001

■図書館

はつかいち市民図書館	20-0333	はつかいち市民さいき図書館	72-1011
はつかいち市民大野図書館	54-1120		

■社会福祉協議会

廿日市市社会福祉協議会	TEL: 20-0294 FAX: 20-1616	大野事務所	55-3294
佐伯事務所	72-0868	宮島事務所	44-2785
吉和事務所	77-2883		

■その他

廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ	20-0224	NPO 法人 ほっと吉和	77-2772
西部こども家庭センター(知的障害者更生相談所)	TEL: (082) 254-0381 FAX: (082) 256-5520	廿日市警察署	TEL: 31-0110 FAX: 32-4529
広島県西部保健所保健課健康増進係	32-1181	広島県ビルメンテナンス協同組合	34-0140
広島西年金事務所	(082) 535-1505	(株)第一ビルサービス《廿日市営業所》	34-1140
廿日市税務署	32-1217	消防本部	32-8111
西部県税事務所廿日市分室	TEL: 32-1181 FAX: 32-2289	広島市消防局(吉和地域)	TEL: (082) 546-3456 FAX: (082) 542-1007
西部県税事務所観音庁舎自動車税課	(082) 232-7694		



この一覧は、市の便覧を基に「はつかいち福祉ねっと事務局」で編集しました。

◎お問い合わせ先：はつかいち福祉ねっと事務局
廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ
TEL (0829) 20-0224
FAX (0829) 20-0225

はつかいち福祉ねっと



保存版

“障害福祉サービス”等のべんり帖 ～こどもバージョン～



- ・障害福祉サービス、ファミリーサポートセンター・・・ P 1 ～ 2
- ・各種医療費助成、日常生活用具の給付等・・・ P 3 ～ 4
- ・各種手当、障害年金、税金の控除・減免等・・・ P 5 ～ 6
- ・交通費助成・割引等・・・ P 7 ～ 8
- ・公営住宅、NHK、NTT等の各種サービス・・・ P 9 ～ 10
- ・各担当窓口連絡先・・・ P 11

※廿日市市では、言葉の柔らかさなどから「障害」を「障がい」と表記しています（法律名などの固有名詞等を除きます）。
※各制度とも変更やその他の条件等がある場合もあります。詳しくは、各担当窓口へお問合せください。